

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

第1 水害防止対策

1 治水対策の推進

町は、内水はん濫等による浸水被害の解消、軽減を図るため、住民からの要望や雨水対策に係る事業の計画に基づき事業の円滑な推進を図る。

また、国、県は、外水はん濫による被害を防止、軽減するため鑄川等をはじめとする重要水防箇所について河川改修を促進するものとする。

2 水防体制の充実

町は、消防団と連携して、水防計画を作成し、水防訓練の実施、水防倉庫、資機材の整備・点検等を行い、洪水への備えに万全を期する。

3 危険区域の巡視

町は、水害による危険性を事前察知し、災害の拡大を防止するため、予想される危険区域を消防団その他関係団体、地域住民協力のもと巡視し、警戒に当たる。

4 甘楽町防災マップの普及

町内全域を水防区域とし、特に土砂災害特別警戒区域等における災害への備えや避難場所等を記載した「甘楽町防災マップ」を活用し、浸水想定区域や洪水時避難場所の位置、緊急連絡先や情報連絡経路などを住民等に対し周知徹底する。

第2 土砂災害対策

1 砂防事業の促進等

町は、土砂災害危険箇所や山地災害危険地区について、県による急傾斜地崩壊危険区域等の法指定を推進し、砂防事業や治山事業による防災工事を推進する。

また、町及び県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）による土砂災害特別警戒区域について、特定の開発行為や建築物の構造等の規制及び必要に応じて建築物の移転勧告等を行うものとする。

2 警戒避難体制の強化

町は、次の対策を講じる。

(1) 土砂災害警戒区域対策

土砂災害防止法による土砂災害警戒区域が指定された場合には、次の事項を本計画の風水害等応急対策計画に定める。

ア 土砂災害に関する情報・伝達、避難及び救助等に関する事項

イ 同区域内に、要配慮者利用施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等に関する事項

(2) 甘楽町防災マップの活用

土砂災害等の危険箇所について、甘楽町防災マップの配布等により住民に周知する。

特に、土砂災害警戒区域については、国土交通省令で定めるところにより、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩落等のおそれがある場合の避難地に関する事項、その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項をハザードマップ等を活用して住民に周知する。

●資料3-5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 [p. 234]

【土砂災害警戒区域】とは、土砂災害防止法第7条の規定に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に著しい危害を生ずるおそれがあると認められるとして知事が指定する区域

【土砂災害特別警戒区域】とは、同法7条の規定に基づき、警戒区域のうち、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造規制をすべき土地の区域として、知事が指定する区域

第3 地震に強いまちづくりの推進

1 地震による水害防止事業の推進

地震による堤防や水門等の損壊に伴う水害の発生を防止するため、河川管理者、農業用排水施設管理者その他堤防・水門等の管理者は、それぞれが管理する施設について平常時から巡視・点検を励行し、危険度の高い箇所から順次計画的に補強又は改修を進めるものとする。

2 地震に強いまちづくり

町は、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定めるに当たっては、地域住民の生命、身体及び財産を地震から守るための施策を位置づけるよう努める。

また、都市計画を定めるに当たって、災害時の避難、消防、救急活動等に寄与する道路・公園等の公共施設の整備を図るなど、防災に配慮したまちづくりを推進するよう努める。

特に、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園（防災公園）、河川、緑地帯などについて計画的に整備し、災害時における電気・水道・ガス・電話等のライフラインの安全性・信頼性を確保するための施設等の整備に努める。

第4 建築物等の耐震化

1 一般建築物の耐震化

建築基準法施行令（昭和56年6月1日施行（昭和55年政令第196号））による新耐震設計以前の建築物の所有者及び管理者に対し、耐震化の重要性について啓発を行い、一般建築物の耐震化を指導する。

2 防災上重要な建築物の耐震性

災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めている。

指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

- (1) 災害時に災害復旧の拠点となる施設を選定し、優先的に耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強工事を行う等、耐震性の向上を図る。
- (2) 町及び公共的施設管理者は、県が行う耐震化事業に準じ、耐震診断、耐震補強工事及び定期の点検を実施する。

3 窓ガラス等の落下防止対策

建築物の所有者（管理者）に対し、窓ガラス、看板等の落下防止対策、建築物の天井材等の脱落防止、家具の転倒防止対策及びエレベーター閉じ込め防止対策等の重要性について啓発を行い、落下のおそれのある建築物について、その所有者（管理者）に対し改修を指導する。

4 ブロック塀等の倒壊防止対策

ブロック塀等の安全点検及び耐震性の確保について啓発を行い、危険なブロック塀等の所有者（管理者）に対し、補強工事や改築、生け垣等を奨励指導する。

第5 地盤災害の予防

1 土砂災害等の危険箇所の把握

町は、災害危険箇所を把握し、危険地域における住宅等の安全立地に努めるとともに、計画的に災害防止工事を実施し、地震に伴う地すべり、土石流、がけ崩れ等の地盤災害の予防を図る。

2 危険箇所の調査

地すべり、土石流、がけ崩れ、山崩れ等地震時に発生が予想される崩壊危険箇所の調査を実施する。

なお、地図にがけ崩れ危険箇所及びそれぞれに対する避難場所を標示し、県防災担当課、消防関係機関等が保管し、地震発生時に迅速な対応を図る。

3 住宅等の安全立地

危険区域における宅地開発、住宅建築等を未然に指導抑制するとともに危険区域における住宅等の移転を促進し、住宅等の安全立地に努める。

4 災害防止工事の促進

危険区域について施設整備計画を策定し、住宅、公共施設の多い箇所から逐次防止工事を実施する。

第6 ライフライン施設の機能の確保

1 施設機能の確保

ライフラインが地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼすため、町は下水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、必要に応じて各ライフライン事業者と日頃から情報交換を行い、その防災対策を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請するものとする。

- (1) 設備の設置又は改修にあたっては、各種技術基準に従うとともに、被害想定に配慮した設計を行う。
- (2) 系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等により代替性を確保する。
- (3) ライフライン施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行うものとする。

2 防災体制の整備

- (1) 保安規程を遵守し、設備の巡視・点検を励行する。
- (2) 応急復旧に係る組織体制、動員体制を整備し、従業員に周知徹底させる。
- (3) 情報連絡体制を整備する。
- (4) 同業事業者及び関連事業者との相互応援体制を整備する。
- (5) 町が実施する防災訓練において、住民の防災体制を整備する。
- (6) 医療機関等の人命に係わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるとともに、早期復旧が可能な体制を整備する。

3 応急復旧用資機材の整備

- (1) ライフライン事業者は、迅速な応急復旧を確保するため、応急復旧用資機材を備蓄するとともに同資機材の保守・点検を励行する。
- (2) 下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

4 需用者への防災意識の普及

ライフライン事業者は、災害時に需用者が実施すべき安全装置及び平常時から心がけるべき安全対策について広報等を行い、需用者への防災意識の普及に努める。

第7 危険物施設等の安全確保

1 災害予防の推進

危険物施設が損傷すると、周辺住民のみならず広範囲にわたる被害をもたらすおそれがあることから、危険物施設等の現況を的確に把握しておくとともに、法令上の基準の遵守及び施設・設備等の耐震化に関する指導の徹底並びに自衛消防組織による訓練等の充実や防災関係機関との連携体制の強化を進める。

(1) 技術基準の遵守

危険物事業者は、法令で定める技術基準を遵守する。

(2) 立入検査の徹底

県及び富岡甘楽広域消防本部（以下「消防本部」という。）は、危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し、施設の安全の確保に努める。

(3) 自主保安体制の整備

危険物事業者は、予防規程等の遵守、自衛消防組織等の設置及び定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進する。

(4) 講習会・研修会の実施

県及び消防本部は、危険物事業者及び危険物取扱者等の有資格者に対し、講習会・研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより、危険物等関係施設における保安体制の強化を図る。

(5) 再発防止の徹底

県及び消防本部は、危険物等災害が生じた場合には、その原因の徹底的な究明に努め、原因究明を受けて必要な場合には、法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努める。

2 救助・救急、医療及び消火活動体制の整備

(1) 救助・救急活動体制の整備

消防本部、警察署、自衛隊、県は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、エンジンカッター、チェーンソー等の救助・救急用資機材及び危険物施設から発生する有毒ガス等の漏洩に対する救助・救急用資機材の整備に努める。

(2) 医療活動体制の整備

ア 県、町、日本赤十字社及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努める。

イ 消防本部と医療機関は、群馬県広域災害・救急医療情報システムの情報を共有することにより、迅速に負傷者を適切な医療機関に搬送できるよう、連絡体制の整備を図る。

(3) 消火活動体制の整備

- ア 町は、平常時から消防本部、消防団、自衛消防組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。
- イ 町は、河川等を消防水利として活用するための施設の整備を図る。
- ウ 消防本部及び事業者は、危険物等の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び資機材の整備促進に努める。

3 防災訓練の実施

事業者、消防本部、警察署、その他の防災関係機関は、次の訓練を実施する。

(1) 防災訓練の実施

- ア 事業者、消防本部、警察署等は、実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施する。
- イ 訓練には、地域住民を参加させるよう努める。

(2) 実践的な訓練の実施と事後評価

- ア 訓練を行うに当たっては、危険物等の事故及び被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。
- イ 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

4 その他災害予防対策

(1) 防災業務関係者の安全確保

危険物業者、消防本部、警察署は、応急対策活動を行う防災要員の安全を確保するため、危険物等の性状に応じた防護マスク、防護服、環境測定機器等防護用資機材の整備を図る。

(2) 防災活動体制の整備

- ア 危険物業者、消防本部等は、危険物等が大量に流失した場合に備えて、防除活動のための体制の整備に努める。
- イ 危険物業者、消防本部、県、河川管理者等は、危険物等が河川等に大量に流失した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材の整備を図る。
- ウ 石油事業者団体は、油が大量に流失した場合に備えて、油防除資機材の整備を図る。

(3) 応急復旧活動体制の整備

危険物事業者は、施設、設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

第1 情報の収集・連絡体制の整備

情報収集及びその伝達は、その後の災害応急対策の規模や内容を左右することから、迅速性かつ正確性が求められるため、関係組織内及び組織相互間における連絡体制の整備に努める必要がある。

1 気象・河川情報の収集・伝達の迅速化

気象観測又は河川観測を行う防災関係機関は、雨量等と河川水位等の状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び施設の充実を図る。

2 情報伝達の多様化及び情報収集・連絡体制の明確化

町、その他防災関係機関は、災害が各機関の中核機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、関係機関相互の連絡が迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達の多様化及び情報収集・連絡体制の明確化に努める。

3 情報収集・連絡に係る初動準備体制の整備

町、その他防災関係機関は、夜間・休日を含め、常時、情報の収集・伝達機能が保持できるよう、必要な要員の配置、宿日直体制等を整備する。

4 多様な情報の収集体制の整備

町、その他防災関係機関は、多様な災害関連情報を迅速に収集できるよう、電話やFAXによる情報収集手段のほかに防災行政無線、インターネット等による情報収集体制を整備する。

5 無線局開設者との連携

町及び防災関係機関は、災害時に防災関係機関や群馬県アマチュア無線赤十字奉仕団加盟分団等が開設している無線局を利用できるよう、平常時から連携を図っておくものとする。

6 緊急地震速報の伝達等

迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

第2 応急活動体制の整備

1 職員の応急活動体制の整備

災害が発生し、又は発生しようとしている場合に災害応急対策を円滑に推進するためには、災害応急対策に従事する職員の参集基準、連絡手段及び参集方法をあらかじめ定めておくとともに、応急活動の内容を職員に周知徹底させておくことが必要である。

(1) 職員の非常参集体制の整備

ア 町は、次により職員の非常参集体制の整備を図る。

- ① 参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、参集職員の確保等を図る。
- ② 交通・通信の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員に支障が生ずる場合を想定し、災害応急対策ができるよう、訓練等の実施に努める。
- ③ 参集のためのマニュアルを職員に普及するとともに、定期的に非常招集訓練を実施する。

イ 関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ①に準じた体制の整備を図る。

(2) 職員に対する応急活動内容の周知徹底

ア 町は、職員災害対応マニュアルを毎年点検するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟を図る。

イ その他関係機関は、それぞれの防災上の責務を踏まえ、必要に応じ応急活動内容の周知徹底を図る。

2 連携体制の整備

町及び関係機関は、大規模災害発生時における相互の応援が重要であることに鑑み、災害応急活動及び復旧活動について、関係機関相互で応援協定を締結する等平時から連携を強化しておくものとする。

(1) 町における応援体制の整備

町は、災害対策基本法第67条の規定に基づく応援要請に関し、あらかじめ県内及び県外の市町村との間での応援協定の締結に努める。

(2) 一般事業者等との連絡体制の整備

町及び関係機関は、災害時における食料、水、生活必需品等の調達又は土木等の役務の提供について、一般事業者等との間で優先的な供給に関する協定の締結を推進する。

●資料2 協定一覧表 [p. 197]

3 防災中枢機能等の確保

(1) 防災中枢機能等の整備

町及び関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能等を果たす施設、設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点等の整備、推進に努める。

(2) 災害応急対策に当たる機関の責任

町、救急医療機関等、災害応急対策にあたる機関は、その保有する施設、設備について防災中枢機能等の確保を図るため、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、停電時でも利用可能になるよう努める。

(3) 災害活動拠点等の整備

ア 地域における災害活動の拠点として、非常用食料・資機材の備蓄倉庫、避難場所及び避難所等の機能を持つ施設の整備に努める。

イ 町は、道路及び都市公園等に町域を超える支援を行うための広域防災拠点や被災自治体を支援するための防災拠点を整備するよう努めるものとする。

(4) 公的機関等の業務継続性の確保

町は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画（BCP）の策定により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などに努めるものとする。

第3 救助・救急及び医療活動体制の整備

1 救助・救急活動体制の整備

(1) 救助・救急隊員の育成

- ア 消防本部は、隊員の教育訓練体制の強化に努める。
- イ 消防本部は、隊員の専門的な知識・技術の習得に努める。

(2) 救助・救急用資機材の整備

- ア 町及び消防本部は、救助工作車、救急車、その他の消防車両及びエンジンカッター、チェーンソー等の救助用資機材の整備に努める。
- イ 自主防災組織は救助用資機材の整備に努める。

2 医療活動体制の整備

(1) 救護所の設置・運営体制の整備

町、富岡市甘楽郡医師会及び災害拠点病院（富岡総合病院）は、救護所の設置・運営体制、県や消防等の関係機関との連携体制を具体化し、訓練等により点検、見直しを行う。

(2) 医薬品、医療資機材の備蓄

町、富岡市甘楽郡医師会及び災害拠点病院は、負傷者が多人数にのぼる場合を想定し、応急救護用医薬品及び医療資機材の備蓄や災害時の調達体制の整備に努める。

(3) 消防と医療機関等との連携

- ア 救急搬送を受け持つ消防本部と医療機関は、迅速に患者を適切な医療機関に搬送できるよう、連携体制の整備を図る。
- イ 災害時において救急患者を適切な医療機関に搬送する場合、被災地に近い医療機関への迅速な搬送が望ましいが、被災地に近い医療機関が被災した場合は遠隔地の医療機関へ迅速に患者を搬送するシステムが必要となる。このため、医療機関及び消防本部は、ヘリコプターによる患者の搬送体制及び広域的な消防機関相互の連絡体制の整備を図る。

(4) 災害医療の研究

富岡市甘楽郡医師会、医療機関等の災害医療に関係する者は、連携してトリアージ技術、災害時に多発する傷病の治療技術等について研究、研修に努める。

第4 消火活動体制の整備

1 消防力の整備

町は、「消防力の整備指針」に適合するように消防組織の拡充・強化、消防施設の充実に努める。

また、地震火災に備え、「消防水利の基準」に適合するように消火栓、防火水槽の整備、河川等の自然水利、水泳用プール、ため池等を指定消防水利として活用し、その多様化を図るとともに、適正な配備に努める。

2 出火の防止

(1) 住民に対する啓発

消防本部及び町は、地震時における火災予防思想の普及に努めるとともに、自主防災組織の指導者に対し、消火に必要な技術等を指導する。

(2) 防火管理等の教育

消防本部は、防火管理者の講習において、地震時の防災対策について教育する。

(3) 予防査察における指導

消防本部は、防火対象物の状況を把握し、予防査察において関係者に対し地震時の防火安全対策を指導する。

3 住民及び企業の消火活動体制の整備

地震発生後の火災は、同時多発的に発生することが考えられるので、初期消火が特に重要となる。

また、初期消火は、住民や企業が地域ぐるみで取り組むことがもっとも効果的であることから、消防本部及び町は、次の対策を講ずる。

(1) 地域ぐるみの消火訓練を実施し、地域住民に対して初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

(2) 企業の防火管理者を対象に防火研修を行うとともに、消防法に基づく消防計画の作成指導及び消防訓練指導を行い、企業における自衛消防力の強化を図る。

4 消火活動計画の作成及び消火訓練の実施

大規模地震は、同時多発的の火災が発生し、道路の破損も加わり、迅速な消火活動が困難となる場合が多い。このため、消防本部は、消防水利の確保及び迅速な消火活動の具体的な方法について計画を作成し、当該計画に基づき消火訓練を行う。

また、当該計画には、消火活動、救急活動及び救助活動の振り分け又は優先順位を定めることとし、必要に応じ広域応援又は県を通じての警察署、自衛隊の応援を要請することを検討しておくものとする。

第5 緊急輸送活動体制の整備

大規模災害時には、救急搬送、消火活動、救援物資輸送等を円滑に実施するため、輸送施設（道路、ヘリポート等）及び輸送拠点（物資集積、配分スペース）が重要な施設となる。このため、これら施設が円滑に使用できるような体制を整備しておく必要がある。

1 輸送拠点の確保

町は、輸送拠点として利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

なお、輸送拠点の選定に当たっては、ヘリポートの位置を考慮するものとする。

●資料4-9 輸送拠点 [p. 255]

2 ヘリポートの確保

大規模災害時には、陸路の寸断が予想されるため、その場合にヘリコプターによる救急搬送及び救援物資輸送等が余儀なくされる。

このため、町は、臨時ヘリポートとして利用可能な施設を把握するとともに、災害時におけるこれらの施設の使用について、あらかじめ当該施設の管理者の同意を得ておくものとする。

また、常設及び臨時ヘリポートが災害時に有効に利用できるよう、これらの所在地を関係機関及び住民等に周知する。

●資料4-7 ヘリポート予定地 [p. 255]

3 道路の応急復旧体制等の整備

(1) 道路管理者は、それぞれが管理する道路について、事前に交通障害の防止又は軽減の措置に努め、発災後速やかに道路の啓開が行えるよう、動員体制及び資機材等を整備しておくものとする。

(2) (1) については、緊急輸送道路を優先して実施する。

(3) 道路管理者は、発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について、建設業者との協定の締結に努める。

●資料4-8 緊急輸送道路 [p. 255]

●資料2-9 甘楽町災害応急対策業務に関する協定書 [p. 212]

4 運送業者との連携

町は、災害時の緊急輸送が迅速かつ円滑に行われるよう、あらかじめ、運送業者との協定の締結に努めるものとする。

また、災害時に備えた燃料の調達体制の整備に努める。

第6 避難誘導・収容活動体制の整備

災害時には、建物の損壊、焼損等による二次災害や避難住民の大量発生等が予想される。

このため、町及び関係機関は、住民を適切に誘導し避難させるとともに、避難住民に対し、避難場所及び避難所、応急仮設住宅を迅速に提供できる体制を整備しておく必要がある。

1 避難誘導計画

- (1) 町は、避難場所及び避難所、避難路について、住民への周知徹底に努める。
- (2) 町は、消防本部、警察署と協議して、避難誘導計画を定め、これらの機関と協力して避難誘導訓練を行う。
- (3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者は、避難誘導に係る計画を作成し、避難誘導訓練を行うよう努める。

2 避難場所及び避難所の整備

(1) 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定

町は、学校、公民館等の公共的施設等を対象に、地域の人口、誘致圏域、地形、災害に対する安全性等を考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

(2) 指定緊急避難場所の指定基準

被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(3) 指定避難所の指定基準

被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(4) 避難所における生活環境の確保

指定避難所における貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、特設公衆電話などの通信機器等避難生活に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

また、テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手する手段としての機器の整備

を図るとともに、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努めるものとする。

(5) 物資の備蓄

指定避難所又はその近傍で、食料、水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。

(6) 案内標識の設置

避難が迅速かつ安全に行われるよう、避難場所及び避難所の案内標識の設置に努める。

また、案内標識の作成に当たっては、観光客等地域の地理に不案内な者でも理解できるように配慮するものとする。

(7) 福祉避難所

一般の避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、介護保険施設、障がい者支援施設等の福祉避難所を指定するよう努めるものとする。

●資料4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表 [p. 245]

●資料4-3 災害用備蓄品等備蓄状況 [p. 249]

●資料4-11 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画） [p. 256]

3 応急仮設住宅等

(1) 資機材の調達・供給体制の整備

町は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくものとする。

(2) 用地供給体制の整備

町は災害に対する安全性を考慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

(3) 住居のあっせん及び民間賃貸住宅の借り上げ

町は、被災者用の住居として利用可能な公営住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備しておくものとする。

また、民間賃貸住宅借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくよう努める。

●資料4-10 応急仮設住宅設置予定地 [p. 255]

第7 災害備蓄物資及び資機材の確保

1 食料・飲料水及び生活必需品等の調達・供給体制の整備

(1) 備蓄計画

- ア 町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の備蓄を推進するとともに、備蓄目標の設定に努めるものとする。
- イ 備蓄に当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄及び避難所の位置を勘案した分散備蓄を組み合わせて行い、備蓄拠点を設置するなどの整備に努める。
- ウ 備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、円滑な緊急輸送が行われるよう配慮する。
- エ 町は、各家庭において最低3日分の非常用の飲料水、食料等を備蓄するよう、住民に対し啓発を行うものとし、住民はこれらの備蓄に努めるものとする。

(2) 調達計画

- 町は、災害時に必要とされる食料、飲料水、生活必需品及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

2 町における備蓄・調達・供給の体制

- (1) 備蓄場所は、役場、地域防災センター（甘楽中）、各地区の防災倉庫等とする。
- (2) 備蓄量は、被害想定や住民の備蓄量を勘案して決定する。被災後3日間は、他の公共団体等の援助物資を待つことなく、被災者及び災害応急現場従業員等に食料等が供給できるよう備蓄に努めるものとする。
- (3) 備蓄品目は、乳幼児、高齢者、病弱者等の要配慮者の特性にも配慮して決める。特に、食料については、通常の食事を摂取できない要配慮者等への配慮に努める（アレルギー対応の食料、粉ミルクやお粥等）。
- (4) 備蓄品目は、男女のニーズの違いにも配慮して決める。

●資料4-3 災害備蓄品等備蓄状況 [p. 249]

3 資材・機材等の点検整備

(1) 点検整備を要する資機材

- ア 水防用備蓄資機材
- イ 衣料生活必需品
- ウ 救助用資機材及び医療品等
- エ 避難設備
- オ 防疫用資機材
- カ 給水用資機材
- キ 消防用資機材

- ク 備蓄食料
- ケ 災害警備実施活動用資機材
- コ その他電気、ガス、水道、通信、気象観測、交通施設復旧に必要な資機材

(2) 実施機関

資材及び機材等を保有する各機関とする。

(3) 点検実施期日

各機関は、毎年の年度当初に実施し、点検整備を完了する。

ただし、災害発生のおそれのある場合は、状況に応じ随時実施する。各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画を作成し実施する。

(4) 実施内容

点検整備は、次の事項に留意し実施する。

ア 資機材等

- ① 規格ごとの数量の確認
- ② 不良品の取替え
- ③ 薬剤等の効果測定
- ④ その他の必要な事項

イ 機械類

- ① 不良箇所の有無及び故障の整備
- ② 不良部品の取替え
- ③ 機能試験の実施
- ④ その他の必要な事項

4 調達計画

町は、食料・飲料水・生活必需品及び関連資機材の調達について、一般事業者等の協力を得てあらかじめ調達体制を構築しておくものとする。

第8 広報・広聴体制の整備

1 広報体制の整備

(1) 町は、災害関連情報の広報が迅速かつ的確に行えるよう、次のとおり広報体制の整備を図るものとする。

ア 広報事務の担当部署をあらかじめ定めておく。

イ 広報する事項をあらかじめ想定しておく。

(例)

気象・水象状況	受診可能な医療機関・救護所の所在地
被害状況	交通規制の状況
二次災害の危険性	交通機関の運行状況
応急対策の実施状況	ライフライン・交通機関の復旧見通し
住民、関係団体等に対する協力要請	食料・飲料水、生活必需品の配給日時・場所
避難の勧告又は指示の内容	各種相談窓口
避難所の名称・所在地・対象地区	住民の安否
避難時の注意事項	

ウ 広報媒体をあらかじめ想定しておく。

(例)

防災行政無線 広報車 携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）
インターネット ソーシャルメディア等

エ 災害時における報道要請及びその受入れ方法等に関する体制を整備する。

2 広聴体制の整備

町は、住民等からの問い合わせ等に的確に対応できるよう、広聴体制の整備を図るものとする。

第9 二次災害予防体制の整備

1 建築物・宅地の応急危険度判定体制等の確保

(1) 町は、宅地が被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、危険判定を実施することによって二次災害を軽減、防止し、住民の安全の確保を図るものとする。

また、応急危険度判定士の養成を推進する。

(2) 町は、災害時の危険度判定作業が円滑に行えるよう調査票、ステッカー等を計画的に備蓄する。

2 危険物等による被害の防止

消防法に定める危険物、火薬、高圧ガスその他の火災や爆発を引き起こすおそれのある物質若しくは毒物・劇物、放射性物質その他の有害物質を製造し、貯蔵し、又は取扱う施設等の管理者は、地震時によって、これらの危険物等による二次災害が発生しないよう、災害予防計画を策定するとともに防災訓練を行う。

第10 防災訓練の実施

1 地域防災訓練

町は、地域における災害応急対策の円滑な実施を確保するため、防災関係機関、民間企業及び住民の協力を得て、防災訓練の実施に努める。

2 個別防災訓練

(1) 関係機関は、それぞれの防災上の責務に応じ、次に例示する訓練を適宜実施する。

- ア 非常招集訓練
- イ 消防訓練
- ウ 水防訓練
- エ 避難訓練
- オ 非常通信訓練
- カ 応急復旧訓練

(2) 要配慮者利用施設の管理者は、災害時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

3 広域的な訓練

関係機関は、災害応急対策の相互応援が円滑に行えるよう、県等が主催する広域的な防災訓練に積極的に参加するものとする。

4 図上訓練

町及び関係機関は、関係職員の状況判断能力等の災害対応能力の向上を図るため図上訓練の実施に努めるものとする。

5 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 町及び関係機関が訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(2) 町及び関係機関は、防災訓練の実施後には事後評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うものとする。

●資料2-12 大規模土砂災害時等に備えた相互協力に関する協定書[p. 216]

第3節 住民等の防災活動の促進

第1 防災知識の普及・啓発

町及び防災関係機関は、職員等に対して防災知識の普及を図るとともに、相互に協力して住民等に対して防災知識の普及を図り、常に防災意識の高揚に努めるものとする。

1 広報の担当者

防災知識の普及事務を担当するそれぞれの機関において適宜の方法により行うものとする。町においては、総務課が中心となって実施するものとする。

2 職員等に対する防災知識の普及

防災業務に従事する町及び防災関係機関の職員等に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動を円滑に実施するため、次により防災知識の普及徹底を図るものとする。

(1) 普及の方法

- ア 講習会、研修会等の実施による普及
- イ 現地視察、現地調査等の実施による普及
- ウ 防災活動の手引等印刷物の配布による普及

(2) 普及の内容

- ア 防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- イ 非常参集の方法
- ウ 災害の特性及び過去の主な被害事例
- エ 防災に関する一般知識と町の防災対策の現況と課題
- オ 防災関係法令の運用
- カ その他必要な事項

3 住民に対する防災知識の普及

災害対策の万全を期するためには、住民の一人ひとりが正しい防災知識を持ち、「自らの安全は自分で守る」という意識を持つことが重要であるため、町及び消防本部は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、以下の事項の周知、徹底を図る。

(1) 家庭内の危険防止

- ア 家具類の転倒防止
家具や大型家庭電気製品等の転倒による死傷を防ぐため、家具等の転倒防止措置を施す。
- イ 物の落下防止
家具類の上に重い物を置かない。置く場合は、落下防止措置を施す。

ウ ガラスの飛散防止

食器棚等のガラスが割れて飛散しないよう、粘着テープや透明フィルムを貼っておく。また、スリッパを身近に用意しておく。

エ 火気器具周辺の整理整頓

コンロやストーブ等の火気を使用する物の周りには、燃え易い物を置かない。ガスボンベ等は屋外の平らな場所に設置し、固定する。灯油等の燃料は缶に密閉して保存する。

オ 家屋、ブロック塀等の倒壊防止

家屋（柱、土台、屋根瓦）、ブロック塀、石垣、門柱等の倒壊による死傷を防ぐため、これらの補強措置を施す。

(2) 家庭防災会議の開催

災害への対応について、日頃から家族で話し合いをしておく。

ア 地震が起きたときの各自の役割

（誰が何を持ち出すか、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難は誰が責任を持つか。）

イ 消火器具の備え付け及び使用方法

ウ 家族間の連絡方法

エ 避難場所、避難所及び避難路の確認

オ 安全な避難経路の確認

カ 非常持出し品のチェック

キ 家具転倒防止措置や室内の整理整頓

ク 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者の避難方法

ケ 地震情報の入手方法

コ 愛玩動物との同行避難や避難所での飼養可否等の情報収集と準備

(3) 非常持出し品の準備

ア 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水の家庭内備蓄（乾パン、缶詰、飲料水等の保存食料・飲料）

イ 貴重品（現金、権利証書、預貯金通帳、免許証、印鑑、健康保険証等）

ウ 応急医薬品等（消毒薬、目薬、胃腸薬、救急絆創膏、常用薬、三角巾、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトペーパー等）

エ 携帯ラジオ

オ 照明器具（懐中電灯（電池は多めに）、ろうそく（マッチ、ライター））

カ 衣類（下着、上着、タオル等）

(4) 屋内、屋外及び自動車運転中にとるべき措置

ア 身の安全の確保

① 机や椅子に身を隠す。

② 玄関等の戸を開けて脱出口を確保する。

- ③ あわてて外に飛び出さない。
- イ 火災を防ぐ
 - ① 火の始末をする。
 - ② 火が出たら初期消火に努める。
- ウ 狭い路地、塀ぎわ、崖や川べりに近づかない。
- エ 避難方法
 - ① 徒歩で避難する。
 - ② 携行品は必要な物のみにして、背負うようにする。
 - ③ 山ぎわや急傾斜地域では、山崩れ、がけ崩れが起こり易いので、すばやく判断し避難する。
- オ 応急救護
 - ① 対応可能なケガは、互いに協力し合って応急救護を行う。
- カ 救出活動
 - ① 建物の倒壊や落下物の下敷きになった人がいたら、地域の人々が協力し合って救出活動を行う。
- キ 自動車運転者のとるべき行動
 - ① 道路の左側又は空き地に停車し、エンジンを止める。
 - ② ラジオで災害情報を聞く。
 - ③ 警察官が交通規制を行っているときは、その指示に従う。
 - ④ 避難するときは、キーをつけたまま徒歩で避難する。

(5) 正しい情報の入手

- ア ラジオやテレビの情報に注意して、デマに惑わされない。
- イ 町役場、消防署、警察署（駐在）等からの情報には絶えず注意する。

(6) 電話に関する留意事項

- ア 不要不急な電話はかけない。特に消防署等に対する災害情報の問合せ等は、消防活動に支障を来すので控える。
- イ 輻輳^{ふくそう}等により電話がつながりづらくなったときは、NTTが提供する「災害用伝言ダイヤル（171）」を利用する。

4 学校教育による防災知識の普及

町は、学校教育を通じて地震に対する知識の普及を図るとともに、避難訓練を実施するなど、児童、生徒の防災意識の高揚を図る。

5 防災知識の普及啓発資料の作成・配布等

町は、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、地域住民の適切な避難や防災活動に資する甘楽町防災マップ等を分かり易く作成し、住民等に配布するなど、防災知識の普及啓発に努める。

6 防災訓練の実施指導

町は、消防本部と協力し、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟に努める。

7 要配慮者等への配慮

防災知識の普及及び訓練の実施にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等、要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

●資料4-11 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）[p. 256]

第2 住民等の防災活動の環境整備

災害時においては、町をはじめ防災関係機関が総力を挙げて対策を講じなければならないが、これに加えて地域住民の一人ひとりが災害に対する十分な防災意識を持ち、防災知識・技能を身につけ、これを家庭、地域、職場等で確実に実践できるよう、消防団の育成強化及び自衛防災組織等の育成に努めるものとする。

1 消防団、自主防災組織の育成強化

(1) 消防団の育成強化

町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実を図る。

また、団員の加入促進等消防団の活性化を推進し、その育成を図る。

(2) 自主防災組織の育成強化

町は、各行政区の自主防災組織の完全な組織化を目指し育成・指導に努めるとともに、防災活動に必要な資材・機器の整備等の支援に努める。

ア 自主防災組織の結成、自主防災リーダーの育成、防災活動に必要な資材・機器の整備等の支援等に努める。

イ 自主防災組織への参加及び自主防災リーダーとしての育成の促進に努める。

ウ 防災士（群馬地域アドバイザー防災士）等の養成を検討する。

2 災害時救援ボランティア活動の環境整備

町は、災害時における救援ボランティアの果たす役割の重要性を認識し、災害時に備えたボランティアネットワークの形成に努め、災害時に対応できる体制の整備を促進するとともに、専門分野における行政とボランティアの連携体制を確立する。

(1) 災害時救援ボランティア活動の啓発

町及び社会福祉協議会は、広報紙、パンフレット等を活用し、災害時における救援ボランティア活動の啓発に努める。

また、県等が主催する災害時救援ボランティア連絡会議と連携して、災害時に対応できるボランティアコーディネーターの養成やボランティアの受入れ、調整等の体制づくりを推進する。

(2) 各領域における専門ボランティアとの連携

町及び社会福祉協議会は、通信や建物危険度判定、外国語等の専門分野において、平常時の登録や研修制度についても検討しつつ、専門ボランティア等との災害時の連携体制を確立する。

3 企業防災の促進

事業者は、生命の安全確保、二次災害の防止、地域貢献・地域との共生、事業の継続を

十分認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

また、防災体制の整備、防災訓練の実施、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努めるものとする。

（1）災害時の顧客や従業員の安全確保、二次災害等の防止を図るため、自主的な事業所等自衛防災組織を作り、次の活動を行う。

- ア 従業員の防災教育
- イ 情報収集伝達体制の確立
- ウ 火災その他災害予防対策
- エ 避難体制の確立
- オ 防災訓練の実施
- カ 応急救護体制の確立
- キ 飲料水、食料、生活必需品等災害時に必要な物資の確保（備蓄）

（2）地域コミュニティの一員として、平時から地域住民、自主防災組織等と連携して災害に対応する仕組みの構築に努める。

（3）事業者の自主的判断による地域貢献だけでなく、町や関係機関が行う災害対策の一部を事業所が、その得意な業務において協力することについて、あらかじめ協定を締結するなど、平時から町や関係機関との連携に努める。

（4）町は、企業等に対し、地域の防災訓練への積極的参加の呼びかけ及び防災に関するアドバイスを行う。

（5）町地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について町長に報告するものとする。

また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努めるものとする。

（6）要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するものとする。

第4節 要配慮者対策

近年の高齢化、国際化等社会情勢の変化、核家族化等による家庭や地域の養育・介護機能の低下に伴い、災害発生時には、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、傷病者、外国人などの要配慮者が被害を受ける可能性が高まっている。

このため、町、防災関係機関及び要配慮者利用施設の管理者は、平素より連携して要配慮者の安全を確保するための対策を行うものとする。

要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児、その他災害時に特に配慮を要する者
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者

第1 避難行動要支援者名簿の作成及び更新

1 名簿の作成に関する事項

- (1) 町は、内閣府（防災担当）作成「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、地域防災計画において、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。
- (2) 町は、地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

2 名簿に掲載する者の範囲

本町における避難行動要支援者とは、次のいずれかに該当する者のうち、直接的な援助が必要であり、在宅かつ家族による避難支援が困難な者を主な対象とする。

- (1) 介護保険における要介護者で要介護認定3以上の者
- (2) 身体障がい者手帳1・2級を所持する者
- (3) 療育手帳区分表記Aを所持する知的障がい者
- (4) 精神障がい者精神保健福祉手帳1級を所持する者
- (5) 難病患者
- (6) 一人暮らし高齢者、高齢者のみの世帯の者
- (7) その他町長が認める者

3 名簿作成に必要な情報及びその入手方法

町は、次に掲げる通常業務等を通じて避難行動要支援者情報の把握に努める。

- (1) 要介護者の情報に関しては、要介護認定情報等により把握する。
- (2) 障がい者の情報に関しては、各種障がい者手帳台帳における情報、障がい程度区分情報等により把握する。
- (3) 一人暮らしの高齢者世帯などの高齢者の情報に関しては、ひとり暮らし高齢者基礎調査を活用することなどにより把握する。
- (4) 民生委員・児童委員等からの情報収集により把握する。
- (5) 福祉団体、国際交流団体など関係団体からの情報収集により把握する。

4 名簿等の記載事項

町は、次の情報を収集して、名簿情報として避難行動要支援者名簿に記載する。

- (1) 避難行動要支援者の氏名
- (2) 性別
- (3) 生年月日
- (4) 住所及び方書
- (5) 電話番号
- (6) 避難支援等を必要とする事由（要介護度、障がいの程度その他の身体の状況）
- (7) 避難支援者の氏名

5 名簿の更新に関する事項

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

なお、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

6 避難支援等関係者となる者

町は消防機関、警察、住民、自主防災組織等のほか、平常時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生委員、介護保険事業者、障がい者団体等の協力を得ながら、要配慮者家族への自助・共助の啓発、緊急連絡体制、避難誘導等の防災体制の整備に努めるものとする。

●資料4-11 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）[p. 256]

第2 避難行動要支援者名簿の提供及び緊急連絡体制の整備

1 名簿情報の提供方法

- (1) 町は、災害の発生に備え、避難支援等に必要な限度で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等実施に携わる関係者に対し、名簿情報の提供に本人の同意が得られた場合に限り情報提供するものとする。
- (2) 町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等に必要な限度で、避難支援等実施に携わる関係者に対して、名簿情報を提供することができる。

2 名簿情報を提供する場合の配慮

名簿情報を提供するときは、名簿情報を受ける者に対して名簿情報の漏えい防止のために必要な措置を講じるよう求める。

3 秘密保持義務

名簿情報を受けた者若しくはその職員又は避難支援等の実施に関わる者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

4 緊急連絡体制

町は、避難行動要支援者が災害発生のおそれがある時や災害発生時に迅速・的確な行動がとれるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族や地域の協力のもとに避難行動要支援者ごとに担当者を配置するなど、きめ細やかな緊急連絡体制の確立を図る。

避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。

また、町及び福祉関係者等は、避難行動要支援者の特性に応じた情報伝達機器の整備・導入について推進に努める。

●資料4-11 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画）[p. 256]

第3 支援体制の整備

1 避難体制の強化

町は、在宅の避難行動要支援者の避難に関して、以下の点に留意し「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、「避難支援プラン」を作成し、地域の実情に応じた避難行動要支援者の避難支援体制の整備に取り組むものとする。

(1) 避難勧告の伝達体制の整備

町長が発令する避難情報が避難行動要支援者に迅速・正確に伝達できる手段・方法を整備する。

(2) 避難誘導体制の整備

避難行動要支援者が避難するにあたっては、介助が必要であることから、避難支援者をはじめ、自主防災組織等地域ぐるみの避難誘導の方法を具体化する。

なお、災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、避難誘導を行うものとする。

(3) 緊急避難場所から避難所への移送

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等について、あらかじめ定めるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者が参加する防災訓練の実施

災害時に避難行動要支援者の避難誘導が適切に実施されるよう避難行動要支援者が参加する防災訓練を実施するよう努める。

(5) 福祉避難所の指定・整備

福祉避難所をあらかじめ指定し、整備するよう努める。福祉避難所の指定に当たっては、民間の社会福祉施設等との協定締結なども検討し、指定数の確保及び福祉避難所の運営支援体制の確立に努める。

また、整備に当たっては、可能な限り、避難行動要支援者ごとの特性に応じた対応をとれるよう資機材や人的支援体制等の整備に努める。

(6) 福祉避難所の設置・運営訓練

災害時に福祉避難所の設置・運営に係る取組事項が円滑に実施されるよう、福祉避難所指定施設の管理者等の協力を得て、福祉避難所の設置・運営訓練を実施するよう努める。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

災害時には避難支援者自身と家族の安全を確保した上で、災害情報の伝達や的確な避難誘導を行うものとする。

●資料4-1 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表 [p. 245]

●資料4-11 甘楽町災害時要支援者避難支援プラン（全体計画） [p. 256]

2 環境整備

町は、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等が安全に避難できるよう歩道の拡幅、段差の解消、点字案内板の設置及びわかりやすい避難所案内板の設置を行うなど、環境整備に努める。

3 人材の確保

町は、避難行動要支援者の支援に当たり、福祉避難所などにおける介助者等の確保を図るため、平常時からヘルパー、手話通訳者、外国語通訳者等の広域的なネットワーク化に努める。

4 要配慮者利用施設管理者との連携

(1) 要配慮者利用施設の安全性の確保

要配慮者利用施設の管理者は、施設の建物や防災設備について定期的に点検を行い、風水害及び雪害に対する安全性を確保する。

(2) 要配慮者利用施設の防災体制整備

要配慮者利用施設の管理者は、次により、施設の防災体制を整備する。

- ア 施設の立地環境による災害危険性の把握及び職員への周知
- イ 防災気象情報の的確な入手手段の整備
- ウ 職員の動員基準及び動員伝達体制の整備
- エ 施設周辺のパトロール体制の整備
- オ 避難場所、避難所及び避難経路の確認
- カ 避難、救出及び安否確認の体制の整備
- キ 町、消防機関、警察機関等防災関係機関との連絡体制の整備
- ク 避難誘導、救出等についての地域住民や自主防災組織との協力体制の整備
- ケ 防災訓練等防災教育の充実
- コ 食料品、避難生活用の医療・介護用品等の備蓄
- サ 燃料の調達体制の確保

(3) 町の支援

町は、要配慮者施設における防災体制の整備について、次の支援を行う。

- ア 要配慮者施設の立地環境による災害危険性に関する情報の提供
- イ 防災気象情報の提供
- ウ 要配慮者施設との緊急連絡体制を整備する。
- エ 避難情報の発令基準、避難所、避難経路、避難方法等に関する情報の提供とともに、そのための伝達体制を整備する。
- オ 緊急時における町と要配慮者施設との連絡体制の整備
- カ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備(地域住民や自主防災組織の協力を含む。)

キ 要配慮者施設における防災教育への協力

5 消防機関及び警察機関の支援

消防機関及び警察機関は、避難行動要支援者の避難体制の整備について、町と協力して次の支援を行うものとする。

- ア 緊急時における消防機関・警察機関と避難行動要支援者との連絡体制の整備
- イ 避難誘導、救出等に対する支援体制の整備（地域住民や自主防災組織の協力を含む。）
- ウ 避難行動要支援者に対する防災教育・啓発への協力

6 地域住民及び自主防災組織の支援

地域住民及び自主防災組織は、避難行動要支援者の避難誘導、救出等の体制の整備に協力するものとする。

7 防災教育及び啓発

（1）在宅高齢者、障がい者に対する防災知識の普及

町は、避難行動要支援者及びその家族に対し、災害時に円滑に避難し、できるだけ被害にあわないため、避難行動要支援者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組むものとし、防災パンフレット等の配布や地域の防災訓練等への積極的な参加の呼びかけを行う。

地域における防災訓練においては、必ず避難行動要支援者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

町は、ホームヘルパーや民生委員など高齢者、障がい者の居宅の状況に接することのできる者に対し、家庭における家財点検等の防災知識普及を推進する。

（2）外国人対策

外国人に対しては、住居地の届出の際などに、外国語を付記した防災パンフレット等を配布するなどして、居住地の災害危険性や防災体制等について十分説明等を行うものとする。

第5節 その他の災害予防対策の推進

第1 雪害対策

1 雪害に強いまちづくり

町は、地域の特性に配慮しつつ、大量の降雪に伴う交通の途絶による集落の孤立防止及び生活環境の確保等、雪害に強いまちづくりを行うものとする。

2 道路の除雪体制の整備

(1) 道路管理者は、冬期の交通を確保するため、次により除雪体制の整備を進める。

- ア 除雪資機材の整備
- イ 排雪場所の確保
- ウ 融雪剤の備蓄
- エ 除雪要員の確保

(2) 道路管理者は、平常時から大雪のおそれがあるときに的確な情報収集による迅速な対応ができるよう、必要な要員の動員体制を整備するとともに、速やかに除雪を開始できるよう除雪体制を整備する。

3 除雪計画等の策定

(1) 基本的な方針の策定

道路管理者及びその他関係機関は、群馬県道路除雪会議の中で、大雪発生時に迅速かつ確実な道路除雪が行えるよう、各機関が連携した道路除雪の方法等について事前に協議、確認し、次の事項に考慮した基本的な方針を定めるものとする。

- ア 各道路管理者の連携強化による効率的な除雪体制
- イ 優先して除雪作業を行うべき区間
- ウ 効率的な除雪作業を行うための通行規制の実施
- エ 道路管理者間の道路交通規制情報の共有
- オ 道路利用者等に対する情報提供
- カ 災害の危険があり、早急に人命救助の必要な孤立集落が発生するおそれがある地域等における関係道路管理者の相互協力

(2) 各道路管理者による除雪計画の策定

各道路管理者は、迅速かつ効率的な道路除雪が行えるよう、上記(1)の基本的な方針を踏まえ、次のことに留意し、除雪計画を策定するよう努めるものとする。

ア 除雪の優先順位

町道等の道路管理者は、緊急輸送道路を優先に除雪を実施するとともに、孤立集落が発生するおそれがある地域等を考慮し、各道路管理者間で連携し、道

路の除雪優先順位と応援体制のルールを定めておく。

また、町道等の道路管理者は、歩道について優先的に除雪する区間をあらかじめ定めておくよう努める。

イ 道路の通行規制

a 町道等の道路管理者は、降雪時において車両が通行不能となる前に必要に応じ、通行規制を実施できるよう、体制整備に努める。

また、迅速かつ円滑に通行規制を実施するため、各道路管理者間で連携し、通行規制の実施基準を設定するよう努める。

b 町道等の道路管理者は、山間地道路において、大雪時には早期に通行止めとし、車両の立ち往生等を防ぎ、除雪作業を迅速かつ効率的に進めるため、警察と連携し、大雪による事前通行止めのルールを定める。

4 雪害対策マニュアルの整備等

町は、体制整備、人命救助活動、除雪体制、孤立集落への対応、道路の交通規制及び広域応援の要請等の応急活動等を実施するためのマニュアルを作成し、職員へ周知するとともに、訓練を行い活動手順や他機関等との連携等について徹底を図るものとする。

5 除雪援助体制の整備

山間部、一人暮らし高齢者世帯、障がい者世帯、母子家庭等、個人での除雪作業が困難な地区等では、民生委員・児童委員、行政区、消防団等の地域コミュニティ、町による対応も必要となってくるため、町は、地域住民等による除雪体制の充実や支援のための仕組みづくりを進める。

6 住民に対する大雪時の留意事項の周知

町は、防災週間、防災等関連行事等を通じ、住民に対し、**第3節 第1「防災知識の普及・啓発」**に加え、以下の留意事項の周知、徹底を図る。

- | | |
|---|--|
| ○ | 雪害時には、次のことに留意し、落ち着いて行動する。 |
| ア | ラジオやテレビ等で気象情報、防災上の注意事項をよく聞く。 |
| イ | 不要不急な外出は見合わせる。 |
| ウ | 自家用車の使用は極力避ける。やむを得ず車で外出する場合は、タイヤチェーン・携帯トイレ等を持っていくよう心がける。 |
| エ | エンジンをかけたままの駐車における一酸化炭素中毒に注意する。 |
| オ | カーポート等車庫の倒壊に注意し、屋根下に近づかないようにする。 |
| カ | 屋根の雪下ろしは、安全確保のため、命綱や滑り止めの着用をするとともに、複数で作業を行うなどに留意する。 |
| キ | 屋根雪の落下に注意し、極力、屋根下に近づかないようにする。 |
| ク | 消防車や救急車等の緊急車両が通行できるよう、生活道路の除雪等に協力する。 |
| ケ | 協力しあって生活道路、歩道等を除排雪する。 |
| コ | 雪崩に注意し、がけ、川べりには近づかない。 |
| サ | 協力しあって応急救護を行う。 |
| シ | 水道管の破裂に注意する。 |

第2 孤立化対策

町内の山間集落では、地震や大雨等により道路が被災し、さらに通信が途絶し、孤立化のおそれがあるため、事前に集落の状況を把握し、道路危険箇所の対策、無線通信手段の確保、孤立時の備え、救援対策等を検討しておく必要がある。

1 孤立化するおそれのある集落の把握

町は、地震や風水害によって、道路や通信手段が途絶し、孤立化が予測される集落について、事前の把握に努める。

なお、孤立化するおそれのある集落は、次の事項を参考に想定する。

- ア 集落につながる道路等において迂回路がない。
- イ 集落につながる道路において落石、土砂崩れ及び雪崩の発生が予測される道路危険箇所が多数存在し、交通の途絶の可能性が高い。
- ウ 集落につながる道路において橋梁等の耐震化がなされておらず、交通途絶の可能性が高い。
- エ 土砂災害危険箇所等が道路に隣接し、交通途絶要因となる可能性が高い。
- オ 架空線の途絶によって、有線通信が途絶する可能性が高い。
- カ 一般加入電話以外の多様な通信手段が確保されていない。

●資料3-5 土砂災害警戒区域・特別警戒区域 [p. 234]

2 孤立化対策

(1) 町

孤立化のおそれのある集落について、次の対策を行う。

- ア 集落の代表（区長、自主防災組織会長、消防団員等）を災害時の連絡担当者としてあらかじめ決めておくなどして、災害時の情報連絡体制を整備する。
また、自主防災組織を育成、強化して集落内の防災力の向上に努める。
- イ 集落内に公共施設等がある場合には、それらの持つ通信手段を確認し、災害時の活用方法を調整しておく。
- ウ アマチュア無線を災害時の連絡手段として有効に活用できるよう、平時から関係者との連携に努める。
- エ 停電時でも、防災行政無線の使用が可能となるよう、非常用電源設備の整備を行う。
- オ 一般加入電話を災害時優先電話に指定するとともに、衛星固定電話及び衛星携帯電話を活用する。
- カ 救助や物資投下等のための緊急ヘリポート用地を確保しておく。
- キ 水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄を確保する。この際、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄も

積極的に推進する。

また、備蓄量に応じた倉庫の確保・拡充に努める。

●資料 2-11 災害時非常無線通信の協力に関する協定書 [p. 215]

●資料 4-7 ヘリポート予定地 [p. 255]

●資料 6-1 防災行政無線一覧表 [p. 266]

(2) 道路管理者

孤立化するおそれのある集落に通じる道路の橋梁の耐震化対策等に計画的に取り組むものとする。

(3) 土砂災害等防止事業者

県や国が実施する土砂災害危険箇所の対策工事を促進する。

第3 観光客保護・帰宅困難者対策

町は大規模災害が発生し、交通機関や道路網が被災した場合に、観光客及び帰宅困難者を支援するため、平常時から県、近隣市町村、関係機関等と連携を図り、災害時に適切かつ迅速な対応がとれるよう体制整備に努めるものとする。

1 安全確保対策

(1) 観光客等の安全確保

町、観光施設、宿泊施設の管理者及び交通機関等は、観光客等の行動特性を考慮し、地理に不案内な観光客・旅行者・外国人等が大規模災害に遭遇した場合を想定した安全確保体制を検討する。

(2) 観光客・帰宅困難者への啓発

発災直後は、救命救助、消火、避難者の保護に重点を置くため、観光客・帰宅困難者に対する公的支援は制限されることから、以下のことについて普及啓発を行う。

- ア 二次被害防止のため「むやみに移動を開始しない」という基本原則を周知
- イ 災害用伝言ダイヤル（171）、携帯電話による災害用伝言サービス等の活用
- ウ 徒歩帰宅に必要な装備の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅ルートの確認
- エ 公共機関が提供する正確な情報入手し冷静に行動

(3) 徒歩帰宅者の広域的支援

町は、関係機関等と連携を図り、帰宅支援のため、交通機関による代替輸送の調整、コンビニエンスストアやガソリンスタンド等の民間事業者にも協力を求め、トイレ、飲料水等の提供や道路情報の提供など、徒歩帰宅者の支援に努める。

2 一時避難施設の提供

町は、観光客及び帰宅困難者の指定避難所への収容や新たな避難施設の設置など、一時避難施設の提供に努める。特に観光シーズンでは、多数の帰宅困難者の発生が予測されることから、事前に観光客用の避難施設の指定を行う。

3 集客施設等における対策

観光施設、宿泊施設等の管理者は、大規模災害時の避難誘導マニュアルや避難支援体制を整備しておくなど、観光・宿泊客及び従業員の安全を確保するほか、帰宅困難者となった観光客等が待機できるよう平素から食料・水・寝具等生活必需品の備蓄に努める。

4 外国人の安全確保

町は、国際化の進展に伴い、本町に居住・来訪する言語・文化・生活環境の異なる外国人に対して、災害時における避難対策等の充実強化を図り、的確な行動がとれるような支援方策と環境づくりに努める。

第4 大規模火災の予防

1 大規模火災の予防

(1) 火災に強いまちづくり

ア 町及び消防本部は、次により、火災に強いまちの形成を図るものとする。

- ① 避難路、避難地、延焼遮断帯、幹線道路、都市公園、河川など骨格的な社会基盤施設の整備
- ② 建築物や公共施設の耐震・不燃化
- ③ 水面・緑地帯の計画的確保
- ④ 耐震性貯水槽や備蓄倉庫、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備

イ 公共施設の管理者・事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

(2) 火災に対する建築物の安全化

ア 消防用設備等の整備、維持管理

公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする事業所、病院、宿泊施設等の防火対象物について、消防法に基づくスプリンクラー設備等の消防用設備の設置を促進するとともに、定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行う。

イ 建築物の防火管理体制

公共施設の管理者・事業者等は、多数の人が出入りする防火対象物について、防火管理者を適正に選任するとともに、防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該防災計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど、防火管理体制の充実を図る。

ウ 建築物の安全対策の推進

- ① 公共施設の管理者・事業者等は、避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化、防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の制限、ガスの安全な使用などによる火災安全対策の充実を図る。
- ② 町は、文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

エ 一般住宅への火災警報器の設置

平成16年6月2日に消防法が改正され、全ての家庭に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられた。これを受けて、消防本部は、設置及び維持管理に関する基準を設けて、住宅用火災警報器の推進を図る。

(3) 消火活動体制の整備

町及び消防本部は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽

の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳用プール、ため池等の活用により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

また、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携を図り、区域内の被害の想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

さらに、消防ポンプ自動車等の消防用機械器具の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

大規模火災を想定し、より実践的な消火、救助・救急等の訓練を実施するとともに、消防本部、町、警察署、事業者、地域住民等が相互に連携して実施するものとする。

(5) 防火知識の普及

町及び消防本部は、防火意識の向上を図る。

ア 全国火災予防運動を通じ、住民に対し、大規模な火災の危険性を周知させるとともに、災害時にとるべき行動、避難所での行動等防災知識の普及を図る。

イ 住民に対して消火器、避難用補助具等の普及に努める。

ウ 地域、職場、学校等において、定期的な防火訓練を行うよう指導し、大規模な火災発生時の住民の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

2 林野火災の予防

林野火災は建物火災と異なり、交通、水利の便も悪く、発見、通報が遅れがちで急速な延焼拡大のおそれがあることから、林野火災予防思想の普及・徹底等により、林野火災予防に努めるものとする。

(1) 防火に資する林道の整備

町、県及び関東森林管理局は、林野火災の延焼防止に資する林道の整備を図る。

(2) 監視パトロール等の強化

町は、県及び関東森林管理局と連携して、林野火災多発時期における監視パトロール等の強化、火入れを行う者に対する適切な対応等を行う。

(3) 林野火災消火体制の整備

消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械器具の整備促進に努める。

(4) 防災訓練の実施

消防本部は、大規模林野火災を想定し、より実践的な消火、救急・救助等の訓練を実施するとともに、消防本部、町、警察、自衛隊、林業関係機関、地域住民等が相互に連携して実施する。

訓練にあたっては、被害の想定を明らかにするとともに、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう工夫する。

また、訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

(5) 防火思想の普及

- ア 一般住民及び入山者に対する、森林愛護と防火思想の普及徹底
- イ 行楽期における防火パンフレット等の配布、呼びかけ
- ウ 煙草の吸い殻の投げ捨て行為の注意指導
- エ 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報発令時の火気使用の注意指導等
- オ 立看板等の掲示
- カ その他、防火思想の普及に必要な事項